

保険証券に「別紙添付特約」または特約コード88の記載がある場合は、この特約が適用されます。

証券番号	N	L	2	6	7	3	0	6	4	4
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

空家特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款およびこの特約が付帯される特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。
(50音順)

	用語	説明
あ	空家	日本国内に所在する居住の用に供していない住宅（その敷地内に所在する動産および不動産を含みます。）をいいます。ただし、次のいずれかに該当する住宅を除きます。 ① 別荘等一時的な居住の用に供される住宅 ② 賃貸することまたはその仲介を目的として記名被保険者が管理している住宅 ③ 売却することまたはその仲介を目的として記名被保険者が管理している住宅
	空家管理業務	空家の管理のために定期的に行われる通気、換気、通水、封水、室内・建物周辺の簡易な清掃、郵便物の整理、雨漏り・外観・庭木の確認等の業務をいい、一般的に空家の所有者が事業者に委託して行う、増改築、解体等の工事、警備業務、非定期的に行われるハウスクリーニング、庭木の剪定等を除きます。
き	業務対象物件	記名被保険者が空家管理業務として管理する物件をいいます。

第1章 身体障害・財物損壊補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）、請負業者特別約款および生産物特別約款（以下あわせて「主要特別約款」といいます。）ならびにこの特約およびこの保険契約に付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

第2章 空家管理業者補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1) この補償条項は、主要特別約款に請負業者特別約款が含まれる場合にのみ適用し

ます。

(2) 当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、業務対象物件の損壊により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「業務対象物件損害」といいます。）に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および請負業者特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、業務対象物件損害のうち、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した業務対象物件の盗取
 - ② 被保険者の使用人、代理人もしくは下請負人が所有または私用に供する業務対象物件の損壊
 - ③ 被保険者の業務対象物件について、被保険者の業務が終了した後に発見された紛失または盗取
 - ④ 業務対象物件のうち被保険者が、所有、使用または管理する自動車（注1）の損壊
 - ⑤ 業務対象物件の鍵（注2）の損壊
 - ⑥ 業務対象物件の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い
 - ⑦ 業務対象物件の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発
- (注1) 自動車には、原動機付自転車を含みます。また、車内に収容されている財物を含みます。
(注2) 鍵には、ＩＤカードおよび類似のものを含みます。

第3条（支払限度額）

- (1) 当社が、業務対象物件損害について支払うべき普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1) ①に定める損害賠償金は、業務対象物件が被害を受ける直前の状態に復旧するのに要する修理費のみとし、業務対象物件が事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。
- (2) 当社は、いかなる場合も、業務対象物件の使用不能（注）に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社が、業務対象物件損害について1回の事故につき支払うべき保険金の額は、保険証券に記載された請負業者特別約款の財物損壊の支払限度額を限度とします。
- (4) 本条(3)の規定にかかわらず、当社が、業務対象物件である貨幣、紙幣、有価

保険証券に「別紙添付特約」または特約コード88の記載がある場合は、この特約が適用されます。

証券番号	N	L	2	6	7	3	0	6	4	4
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品およびこれらに類する物の損壊に起因する損害に対して支払うべき保険金の額は、1回の事故につき100万円を限度とします。
 (5) 本条(3)および(4)に規定する限度額は、保険証券に記載された請負業者特別約款の財物損壊の支払限度額に含まれるものとします。
 (注) 使用不能には、得べかりし利益の喪失を含みます。

第4条（免責金額）

(1) 当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された請負業者特別約款の財物損壊の免責金額を適用します。
 (2) 本条(1)の免責金額は、業務対象物件損害のほかに当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第3章 所有者賠償責任補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1) この補償条項は、主要特別約款に請負業者特別約款が含まれる場合にのみ適用します。
 (2) 当社は、被保険者による業務対象物件の所有、使用または管理に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「所有者損害」といいます。）に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

第2条（被保険者）

この補償条項において、被保険者とは、業務対象物件の所有者をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかの物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 ① 航空機
 ② パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球
 ③ 昇降機（注1）
 ④ 自動車または原動機付自転車（以下「自動車」といいます。）。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。

⑤ 施設外における船舶または車両（注2）
 (注1) 昇降機には、財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。
 (注2) 船舶または車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含まれません。

第4条（支払限度額）

(1) 当社がこの補償条項により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、1回の事故につき保険証券に記載された請負業者特別約款の財物損壊の支払限度額を限度とします。
 (2) 本条(1)に規定する支払限度額は、保険証券に記載された請負業者特別約款の支払限度額に含まれるものとします。

第5条（免責金額）

(1) 当社がこの補償条項により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された請負業者特別約款の免責金額を適用します。
 (2) 本条(1)の免責金額は、所有者損害のほかに当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第4章 基本条項

第1条（総支払限度額）

当社が、普通保険約款、主要特別約款、この特約および主要特別約款に付帯される他の特約の規定に従って、この保険契約により支払うべき保険金の総額は20億円を限度とします。

第2条（被保険者相互の関係）

この特約において、賠償責任保険追加特約第2条（被保険者相互の関係）の規定は、所有者賠償責任補償条項第2条（被保険者）の被保険者については、適用しません。

第3条（暫定保険料）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に、所定の暫定保険料を当社に支払うものとします。

第4条（通知）

(1) 保険契約者または記名被保険者は、毎月末日における業務対象物件の数を、翌月

証券番号	N	L	2	6	7	3	0	6	4	4
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

保険証券に「別紙添付特約」または特約コード88の記載がある場合は、この特約が適用されます。

末日までに、戸建および共同住宅の区分ごとに、所定の通知書により当社に通知しなければなりません。

(2) 本条(1)の毎月末日は、最終回については保険期間の末日とします。また、保険証券に締切日が記載されている場合はその日とします。

(3) この保険契約に包括契約特約①（事故発生ベース・仕事毎月通知・暫定保険料方式）が付帯される場合、同特約の規定は適用しません。

ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

第5条（通知の遅滞または漏れ）

(1) 当社は、第4条（通知）の通知に遅滞または漏れがあった場合において、その通知の対象となる業務対象物件について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者または記名被保険者がその遅滞または脱漏が自己の故意または重大な過失によらなかったことを立証し、その業務対象物件についてただちに書面により通知し、当社がこれを認めた場合を除きます。

(2) 第4条（通知）の通知に遅滞または漏れがあった場合は、保険期間の終了後であっても、保険契約者は、これに対応する保険料を支払わなければなりません。

第6条（保険料の精算）

(1) 保険契約者は、保険期間終了後遅滞なく第4条（通知）の規定に基づき保険期間中の毎月末日における業務対象物件の数を当社に通知し、当社は、保険契約者が提出した通知書により保険期間中の業務対象物件の数の合計を月数で除した平均空家数に基づいて確定保険料を計算し、第3条（暫定保険料）の暫定保険料との差額を精算します。

(2) 本条(1)の確定保険料の額が、保険契約締結の際に、当社が交付する書面等において定める最低保険料（以下「最低保険料」といいます。）を下回る場合は、最低保険料を確定保険料とします。

第7条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第8条（帳簿の閲覧）

当社は、必要があると認める場合は、保険契約者および記名被保険者の帳簿その他関係書類を閲覧することができます。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款